

避難所設営時の保健所における初動対応マニュアル

(26.6.5)

1. はじめに

避難所では、住民が安心して過ごせるようにするとともに、避難所で感染症等が集団発生しないよう衛生面への配慮が必要である。そのため島しょ保健所大島出張所は、避難所設営時にその初動対応として、避難所を巡回して避難住民等の衛生環境づくりを支援するために、避難所担当者に、避難所の環境整備ができていないか確認を行うものとする。

○避難所が設置された際、避難所の衛生管理、避難者の健康管理、動物の飼養管理等保健所の支援が求められる。具体的には、獣医、食品監視、環境監視、保健師の4専門職の巡回指導が必要である。専門職が、設置された避難所に最低1回は巡回指導する必要がある。

○また、避難所設置当日に保健所が巡回することが期待され、4専門職が1チームとなり巡回指導することが理想である。しかし、平日の日中ならまだしも、夜間・休日や平日日中であっても出張等で不在にしている、他に緊急の要件がある、広範囲にわたる複数の避難所が設置される、連日に及ぶ疲弊等を考えると、全専門職かつ専門職のみで当日の巡回指導の体制をとることは非現実的であり、非専門職が当日に巡回に行く必要が生じてくる。

○当日の巡回チームの中に専門職がいる場合は、当然その専門分野においては指導まで行うことが望ましい。非専門職にとって、また専門職であっても専門分野以外に関しては、専門的な指導まではできないが、非専門職、専門分野以外であっても、可能な最低限行うべき項目をまとめた。

○避難所への巡回には避難所巡回班を編成する。当該班は庁有車1台につき2名（必要に応じて3名以上）で巡回する。ただし、避難所の開設数が全島に及ぶ場合（おおむね5か所以上）、あるいは避難所が北部と南部で分散して開設される場合などは、巡回班を2班にする。

なお、庁有車は雨天時の悪路走行が想定されるため、パジェロミニを最優先に運転し、出勤時には携帯電話（個人所有ではないものが望ましい）、災対服、雨具、長靴、ヘルメットを持参すること。

2. 専門分野ごとの対応

(食品衛生部門)

I 避難所における食事の提供が“ない”場合…

特別な対応はしない。

II 避難所における食事の提供が“ある”場合…

避難所における食中毒の予防等について普及啓発活動をする。

具体的には、

- ① 『保健所の避難所モニタリング』（別紙1）に基づき、提供者、提供時間、メニューを各避難所の責任者（町役場職員）に依頼する。頻度（例、1日24時間で2回（原則午前10時、午後5時））を指示し、記入したモニタリング用紙をFAXにて送信させるか、保健所からの電話による聞取りとする。
- ② 炊き出しを行う場所食事に、注意喚起をするポスター3種類（別紙2）を掲示するよう依頼する。

ただし、避難所における初回の食事の提供が午後6（7？）時を越える際は、事前にモニタリングを依頼できた場合に限って、翌日以降に巡回をすることとする。また、炊き出しではなく仕出しによる食事の提供の場合、メニュー及びその仕入れ先を確認する。

なお、巡回班に衛生監視員が同行している際は、各避難所における調理熱源、調理水や手洗いの水の確保状況、炊き出し場所及びトイレにおける消毒液の設置を確認して、さらに必要に応じて調理責任者へ指導をする。また、調理責任者等からの食事の提供に関する相談には、その場で速やかに対応する。

(環境衛生部門)

『保健所の避難所モニタリング』（別紙1）に基づき、避難所の衛生的で快適な室内環境の確保や、トイレやごみの処理状況などについてモニタリングを実施する。なお、モニタリング方法やその頻度については、上記食品衛生部門と同じ。

また、巡回班に衛生監視員が同行している際は、設営された避難所の中で普段は使用されていない施設に対し、貯水槽を利用する水道水の残留塩素濃度を測定する（専門職以外でも対応できるように実技研修を実施する）。

(獣医部門)

『保健所の避難所モニタリング』（別紙1）に基づき、ペットの同行避難の状況をモニタリングする。なお、モニタリング方法やその頻度については、上記食品衛生部門と同じ。

また、巡回班に獣医が同行している際は、避難所における動物の飼養管理状況を確認

し、町や動物の飼い主からの要請に応じてケージ、ペットシート、餌等を貸出し、提供する。さらに、動物の飼い主からの相談についてもその都度応じる。

(保健部門)

避難所では、多くの避難住民が数時間～最大7日間を同じ空間で過ごすこととなり、トイレや手洗い場などすべてが共同使用となる。過去の災害において、避難所での感染性胃腸炎やインフルエンザ等の発生が多くみられたことから、避難住民の健康を守る視点で、避難所担当者へ以下のポイント・掲示物等を配布する。

I 避難所担当者に『避難所での感染症拡大防止のポイント』（別紙3）を配布する

- ① 必要物品を各避難所に常時設置しておく。
〔体温計・マスク・アルコール綿・ゴミ袋・使い捨て手袋・使い捨てエプロン・新聞紙・次亜塩素酸ナトリウム・擦式消毒薬・専用バケツ〕
- ② 感染症対策におけるハイリスク者の高齢者や乳幼児の人数を把握しておく。
- ③ 来所時に、発熱者や有症状者がいないか体調の確認を行い、該当者がいる場合には別室へ案内する。
- ④ 避難所で過ごす時間の体調不良者を把握し、別室へ隔離する。
- ⑤ 診断される前でも、咳症状や消化器症状がある場合は、感染症を想定した対応をしておく（例：咳症状⇒咳エチケット、消化器症状⇒手洗いの徹底及びトイレの塩素系消毒薬による消毒）
- ⑥ おう吐物処理は、当面は避難所担当者が行うため、その手順について理解しておき、自らが感染したり媒介しないようにする。

II 避難所の設置状況をモニタリング調査用紙（別紙4）に基づき、保健所職員が避難所の状況を確認する

内 容	✓
室温が適切に設定されているか（冷房および暖房）	
布団の枚数は、1人あたり4枚程度あるか	
高齢者が座る椅子が設置してあるか	
〔乳幼児が避難する場合〕おむつ交換場所・授乳場所に、目隠し等の場所や擦式消毒薬などの手洗い環境を確保しているか	
手洗い、咳エチケット、おう吐物処理のポスターが掲示してあるか	
マスク、石けん、アルコール、ペーパータオルは設置してあるか	
おう吐物処理グッズ（専用バケツ）は準備してあるか	

ゴミ袋は十分にあるか	
発熱者、体調不良者等の隔離の部屋を確保してあるか	
適時、換気をしているか	

*町への配布物セット（黄色かご）から、不足物品を補充する

Ⅲ 状況確認を行いつつ、ポスター掲示が必要な箇所に対して持参したポスター等を配布する

別紙5 手洗い ⇒ トイレの手洗い場、その他の手洗い場

別紙6 咳エチケット ⇒ 避難住民が過ごす場所での普及啓発

別紙7 おう吐物の処理方法 ⇒ 避難所担当者の控室、など